

マイナンバーカードを活用した 申請書等自動作成サービスの導入

2023年2月7日
兵庫県姫路市

マイナンバーカードを活用して申請書等への記入を省略化するシステムを一部の窓口で試験的に導入し、窓口での手続きの簡素化を推進します。(平成29年10月サービス開始)
これにより、マイナンバーカードの普及につなげ、市民の利便性向上と事務の効率化を推進します。

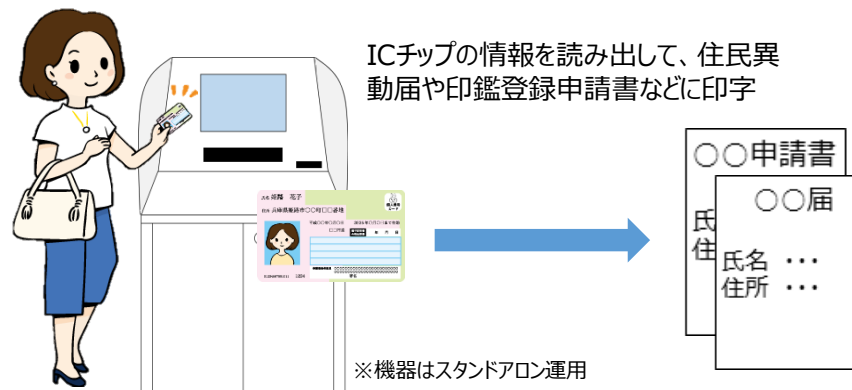
ICチップ領域



券面情報
氏名・住所・性別・生
年月日・マイナンバー

ポイント

- 複数の申請書へ氏名・住所等の記入の手間が不要
- ICチップ内の情報を印字し、正確な情報の確認が可能
- 機器内に情報を一切残さず、情報セキュリティ面で安全



操作イメージ

1. 来庁目的を選択

《来庁目的》

- 証明書発行
- 印鑑登録
- 出生
- 転入
- 転出
- 転居
- その他手続

2. 必要な申請書等を選択

来庁目的に紐づいた手続きの中から必要な申請書等を選択します。

3. カードをセットし、暗証番号等を入力

マイナンバーカードをリーダーにセットし、申請書等に応じて暗証番号を入力します。

※ICチップからの情報の読み出しは、個人番号利用事務では券面事項入力補助APの暗証番号を、それ以外の事務では、照合番号Bを利用

4. 申請書等を出力

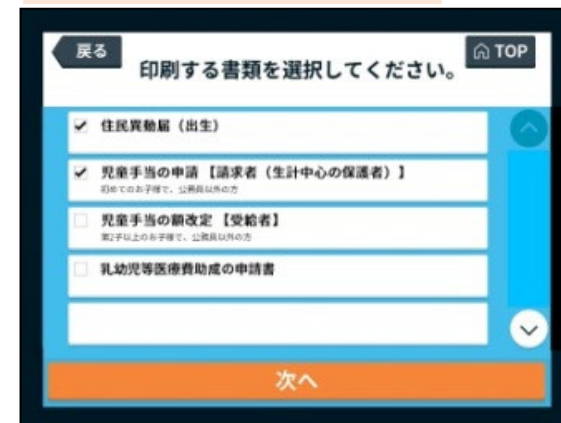
氏名・住所などの情報が印字された申請書等が出力されます。



1. 来庁目的を選択



2. 必要な申請書等を選択



3. カードを挿入



4. 申請書等を出力



⇒申請書が取り出し口から出てきます。
残りの記入欄を記入し、窓口へ提出します。

市役所に提出する申請書等は氏名・住所等を記載することが必須であり、複数の手続きを一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記載することが負担。

サービスの導入により申請書等への記入負担が軽減でき、市民の利便性が向上

● 基本 4 情報の記入時間の短縮

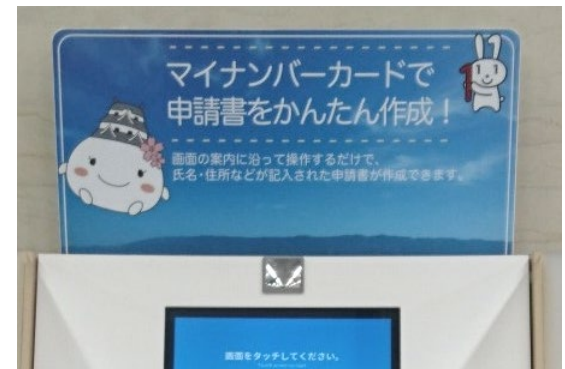
「氏名」、「住所」、「性別」、「生年月日」の記入時間	×	記入枚数	=	短縮時間
(例) 50秒	×	2枚	=	1分40秒
60秒	×	3枚	=	3分

● 正確な 4 情報の記入による書類確認時間の短縮

4 情報の記入誤りや記入場所の間違いによる再記入を未然に防止できる

● マイナンバーカードの利便性をPRする広報物

マイナンバーカードが行政サービスの様々なシーンで活用できることを目にするにより、マイナンバーカードの利便性を感じてもらう





●お問い合わせ先
姫路市政策局デジタル情報室
bangoseido@city.himeji.lg.jp

